

甲賀市立伴谷東小学校
いじめ防止基本方針

2025年4月1日

甲賀市立伴谷東小学校

目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義	- 1 -
3. いじめの態様	- 1 -
4. いじめの禁止	- 2 -
5. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
◎ 生徒指導体制.....	- 2 -
6. 学校全体としての取組.....	- 3 -
学校の基本姿勢.....	- 3 -
(1) いじめ防止のための取り組み.....	- 3 -
(2) いじめの早期発見	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 3 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 3 -
《家庭》	- 4 -
《地域》	- 4 -
(5) 関係機関との連携.....	- 4 -
7. 重大事態への対処	- 5 -
(1) 重大事態の意味について	- 5 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
8. 基本方針の見直し	- 5 -
9. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 6 -
本校のストップいじめアクションプラン	- 8 -

甲賀市立伴谷東小学校 いじめ防止基本方針

甲賀市立伴谷東小学校 校長 松澤 源太郎

1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
- 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
- 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないう所で被害が発生している場合もあるため、背後にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3.いじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を隠されたり、たかられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」のなかには、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者等の意向への配慮をしつつも早期に警察に相談・通報し、連携した適切な対応をとることが重要である。

4.いじめの禁止

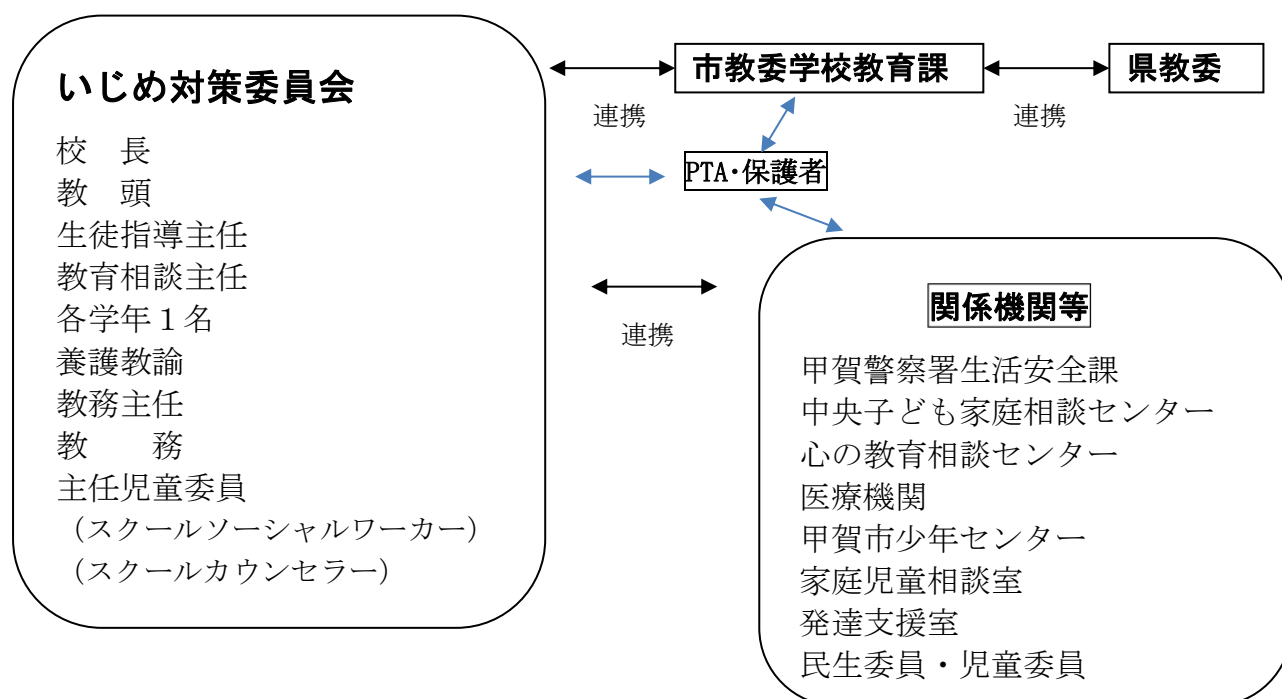
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談をすること。

5.いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

◎ 生徒指導体制(オアシス会議の構成メンバー)



6.学校全体としての取組

学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取組の充実を図っていく。

(1) いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

1) 教員研修

2) いじめ未然防止

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童生徒があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
子どもが自分のこととしてとらえること、自主的活動を支援する。
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④ 広報・啓発活動(パソコン・スマホなどの活用、いじめ防止体制)
- ⑤ 本校スローガン「みんな笑顔まんたん小学校」の「みんな」に注目して、誰一人取り残さない取組を進める。

(2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。
- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。
- ④ 月一回のオアシス会議、適宜開催のサポート会議で情報交換し、いじめ早期発見に努める。

(3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。市のスクールカウンセラーの協力および学校派遣スクールソーシャルワーカーと連携する。

※「いじめられている児童を絶対に守りきる」ことを職員で再確認する。

- ① 学校としての組織的対応をする。(緊急ケース会議を開く)
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談をする。
- ③ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

(4) 家庭及び地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや学年通信、学級通信等で情報を発信し、いじめ防止の啓発に努める。また、「子どもたちのＳＯＳをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取組を進める。
- ③ ＰＴＡの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

《地域》

学校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、ときには協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員・児童委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎながら、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

（５）関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談室、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

（６）教員研修

職員会議・校内研修を通じて

- ・就学前や小中連携
- ・道徳・人権教育の充実
- ・「わかる」「できる」が感じられる授業づくり
- ・「よむ」「きく」「はなす」を重視した授業づくり
- ・自尊感情・思いやる心の醸成
- ・豊かな体験活動
- ・児童の主体的活動を推進
- ・家庭学習・校内外の約束の徹底
- ・児童理解

7. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な障害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等に当たる。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

8. 基本方針の見直し

随時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

9.いじめ防止等に向けての年間計画

2025年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立伴谷東小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4月	■●あいさつ強化月間 ■いじめストップ宣言 ■いじめ対策委員会 (生徒指導体制、いじめ防止体制の確認) ■心まんたんタイム	△PTA総会での研修(アクションプラン)
5月	■いじめ対策委員会	
6月	☐ 教育相談月間 アンケートの実施 ■いじめ対策委員会 ■心まんたんタイム	
7月	■いじめ対策委員会 ■▲携帯・スマホ教室(3年)	△学校評価アンケートでの情報収集 ◇地域安全対策会議
8月	☐ 職員研修	
9月	■●あいさつ強化月間 ■いじめ対策委員会	
10月	☐ 教育相談月間 アンケートの実施 ■いじめ対策委員会 ■心まんたんタイム	
11月	■いじめ対策委員会	
12月	■●人権週間の取組 ■●人権週間	▲PTA人権集会

月	■いじめ対策委員会	
1月	■●あいさつ強化月間 ■いじめ対策委員会 ■心まんたんタイム	
2月	■いじめ対策委員会	◇地域安全対策会議 △学校評価アンケートでの情報収集
3月	■いじめ対策委員会	
年間を通して	■オアシス会議(月1)子どもを語る会(学期1)子どもサ ポート会議(適宜開催)での情報共有と早期発見・早 期対応 ○児童会(VEP委員会、笑顔いっぱい委員会)による朝 のあいさつ運動(常時) ■●各学年・学級で、子どもと子ども、子どもと教師の つながりを深める取組を進める。その内容を学年学級 経営の柱の一つに掲げ、日常的に意識化を図る。 ■●「学級活動」等の活動に積極的に取り組み、認め合 い支え合える児童の関係性を築くとともに、互いに心 を開く中で悩み事や問題を解決していく風土を大切に する。	◇ほほえみネットによる通学時のあいさ つ運動声かけ運動

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容については、■、●、▲、◆のマークを付ける)

わが校のストップいじめアクションプラン

～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

甲賀市立伴谷東小学校。

目指す学校

いじめをしない、させない、見逃さない学校

子どものアクション

○いじめを許さない、明るく楽しい、居心地のよい学校・学級づくりを進める

- ・学級会や「クラス会議」を開催し、認め合い支え合える関係性を築く。
- ・「心まんたんタイム」で違いを認め、互いを尊重する仲間づくりを進める。

○児童会活動によるいじめ根絶運動を推進する

- ・標語や作文を募集し、全校児童に紹介する。
- ・寸劇等により、いじめ根絶を発信する。

○周りの人を信頼し、困ったときには助け合える人間関係を作る

- ・悩んだ時や困った時は、一人で抱え込まず誰かに相談できる関係づくりを進める

家庭や地域と連携したアクション

- ・PTAの集会で、「わが校のストップいじめアクションプラン」を説明する。
- ・児童が作った標語や作文等を各家庭に配布する。
- ・地域の人材を活用し、地域での児童の様子について話してもらう機会を設定する。
- ・いじめに関するPTA研修会を開催する。
- ・保護者対象の学校評価アンケートでいじめに関する調査項目を充実させる。
- ・家庭に[SOS早期発見チェックリスト]を配布し、地域ぐるみで「子どもを見守る週間」等の取組を推進する。

教職員のアクション

○「いじめを絶対に許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践を進める

- ・「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守り通す」ことを継続的に発信する。
- ・いじめの問題に対する意識や実践力を高めるための研修機会を積極的に増やす。

○子どものSOSを見逃さない（早期発見）

- ・休み時間、昼食時、放課後等において、子どもとふれあい、信頼関係の構築に努める。
- ・「学校全体で子どもを教育する」組織的な教育相談体制を充実させる。

○いじめがあることを前提に、主体的にいじめを掘り起こす

- ・いじめの掘り起こしにつながるアンケートを年2回実施し、教育相談に生かす。
- ・「いじめ対策委員会」を常設し、組織的に取り組む。

現状（課題）

- ・身近で不合理な出来事が起こっても、解決に向けて行動できる子どもは限られている。
- ・子どもの状況を的確に把握できるよう、常に教職員の感性を磨き続ける必要がある。
- ・家庭では「我が子さえ」という意識もあり、地域ぐるみの取組にまで至っていない。